平成２１年（フ）第１３９０２号
北海道札幌市東区北25条東18丁目９―12
債務者　進藤　由香
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９０３号
神奈川県厚木市恩名５丁目17―17
債務者　三橋　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９０４号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目10―６―203
債務者　関元　麻美（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９０６号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目532―１―302
債務者　目黒　　満
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９０７号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目532―１―302
債務者　目黒　由美（旧姓浜崎）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９０８号
東京都東大和市桜が丘３丁目44―18―16―104
債務者　栃木　千春（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９０９号
東京都昭島市田中町２丁目17―23―301
債務者　金澤　智子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１０号
千葉県八街市大関264―84
債務者　菅野百合子（旧姓椎野）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１１号
大分県杵築市山香町大字野原991―48
債務者　中野　義晃
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１２号
愛媛県新居浜市坂井町３丁目15―８
債務者　柴田　美和（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１３号
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎１丁目31―11
債務者　大本　克美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９８２号
東京都中野区野方６丁目51―14―203
債務者　宮崎　己佳
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９８６号
東京都豊島区千早４丁目38―12―409
債務者　上野　一彦
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９８８号
東京都豊島区千早２丁目32―７―１―106
債務者　木村　　祐
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９８９号
東京都三鷹市上連雀６丁目６―19―406
債務者　黒澤　京子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部